

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	令和7年3月21日
【会社名】	株式会社ピーエイ
【英訳名】	PA Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 加藤 博敏
【本店の所在の場所】	福島県双葉郡楢葉町大字北田字上ノ原27番地95 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は、「最寄りの連絡場所」 で行っております。)
【電話番号】	(024)025-3220
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理部長 阿部 良一
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区原町1丁目7番8号クラフトビレッジ西小山内
【電話番号】	03-6885-1010
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理部長 阿部 良一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

特定子会社の異動がございましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

なお、本臨時報告書は当該事実発生後に遅滞なく提出するべきところ、本日まで未提出となっておりましたので今般提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

株式会社福島インカネイト

- a 名称 : 株式会社福島インカネイト
- b 住所 : 福島県双葉郡楢葉町大字北田字上ノ原27-95
- c 代表者の氏名: 代表取締役 加藤 博敏
- d 資本金 : 5,000千円
- e 事業の内容 : 福島県内における地域力創造事業等

株式会社ピーエイインカネイト新潟

- a 名称 : 株式会社ピーエイインカネイト新潟
- b 住所 : 新潟県新潟市中央区中央区紫竹山1-9-29
- c 代表者の氏名: 代表取締役 加藤 博敏
- d 資本金 : 30,000千円
- e 事業の内容 : 新潟県内における地域力創造事業等

PA VIETNAM CONSULTING COMPANY LIMITED

- a 名称 : PA VIETNAM CONSULTING COMPANY LIMITED
- b 住所 : Room 902, 9th floor, 98 Hoang Quoc Viet, Nghia Do ward, Cau Giay District, Ha Noi
- c 代表者の氏名: President Thi Nhung Dinh
- d 資本金 : 5,940,170千ドン
- e 事業の内容 : ベトナムに関する事業

PA VIETNAM ADVERTISEMENT COMPANY LIMITED

- a 名称 : PA VIETNAM ADVERTISEMENT COMPANY LIMITED
- b 住所 : Room 902, 9th floor, 98 Hoang Quoc Viet, Nghia Do ward, Cau Giay District, Ha Noi
- c 代表者の氏名: President Thi Nhung Dinh
- d 資本金 : 5,185,164千ドン
- e 事業の内容 : ベトナムに関する事業

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

株式会社福島インカネイト

- a 当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数
異動前: - 個 異動後: 950個
- b 総株主等の議決権に対する割合
異動前: - % 異動後: 95.0%

株式会社ピーエイインカネイト新潟

- a 当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数
異動前: - 個 異動後: 30,000個
- b 総株主等の議決権に対する割合
異動前: - % 異動後: 100.0%

PA VIETNAM CONSULTING COMPANY LIMITED

- a 当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数
異動前: 5,940,170千ドン 異動後: - 千ドン (注)
- b 総株主等の議決権に対する割合
異動前: 100.0% 異動後: - % (注)

PA VIETNAM ADVERTISEMENT COMPANY LIMITED

- a 当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数
異動前: 5,185,164千ドン 異動後: - 千ドン (注)
- b 総株主等の議決権に対する割合
異動前: 92.3% 異動後: - % (注)

(注)「当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数」は出資額を、「総株主等の議決権に対する割合」は出資比率を、それぞれ記載しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

株式会社福島インカネイト

a 異動の理由 : 新たに設立した当該子会社の資本金の額が、当社の資本金の額の100分の10以上に相当し、当社の特定子会社に該当するためであります。

b 異動の年月日 : 令和6年7月1日

株式会社ピーエイインカネイト新潟

a 異動の理由 : 新設分割により新たに設立した当該子会社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当し、当社の特定子会社に該当するためであります。

b 異動の年月日 : 令和6年9月2日

PA VIETNAM CONSULTING COMPANY LIMITED

a 異動の理由 : 当該特定子会社の清算が終了したため、当社の特定子会社に該当しないこととなるためであります。

b 異動の年月日 : 令和7年2月20日

PA VIETNAM ADVERTISEMENT COMPANY LIMITED

a 異動の理由 : 当該特定子会社の清算が終了したため、当社の特定子会社に該当しないこととなるためであります。

b 異動の年月日 : 令和7年2月6日

以上